

ご挨拶

平素より、第三管区海上保安本部の業務に格別なご支援とご協力をいただき、誠にありがとうございます。



第三管区海上保安本部は、昭和23年5月、海上保安庁の設立とともに横浜海上保安本部として、東京都、茨城、栃木、埼玉、山梨、千葉、神奈川各県を管轄する地方組織として発足し、その後、昭和25年6月には、当庁の管区制制定に伴い、第三管区海上保安本部として、静岡県を管轄に含め、以後、首都圏の海域から、伊豆、小笠原諸島、沖ノ鳥島周辺海域までの約450万km²に及ぶ広大な海域(全管区の約三分の一の広さ)の治安と安全を守り続けて参りました。

当管区の管轄海域における業務は、外国漁船による我が国領海や排他的経済水域(EEZ)での違法操業の取締り、外国海洋調査船による我が国EEZ内における事前同意のない調査活動への対応、大量違法薬物の密輸入取締り、離島や内陸部を含む自然災害への対応、海難救助、東京湾における船舶交通の安全確保、マリトレジャー安全対策、海洋調査活動、海洋情報の提供等極めて広範に及びます。

これら業務に的確に対応すべく、巡視船艇、航空機及び海上保安官は、365日24時間体制で任務にあたっています。

また、当管区には、全国で唯一、海難救助のトップエリートチームである特殊救難隊、油や有害危険物質の流出事故に対応する機動防除隊、更には、大規模な違法薬物密輸入事案に対応する国際組織犯罪対策基地も設置され、当管内のみならず、全国で発生した重大な事案に対応しております。

今後とも、第三管区海上保安本部職員一丸となって、海上保安庁発足以来、脈々と伝わる「正義・仁愛」の精神で、管内の海の安全・安心を守るべく全力でそして誠実に取り組んで参ります。

引き続き、第三管区海上保安本部の業務にご理解とご支援、ご協力の程、よろしく願いいたします。

第三管区海上保安本部長

廣 川 隆